

高齢者虐待防止のための指針

津南町地域包括支援センター

1 基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置を講じなければならない。

津南町地域包括支援センター（以下「センター」という。）では、高齢者虐待が人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいう。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある行為を加えることまた、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的な苦痛を与えることその他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が、高齢者の合意なしに財産を不当に処分することその他不当に財産上の利益を得ること。

3 高齢者虐待防止委員会に関する事項

センターでは、高齢者虐待の防止及び早期発見等に取り組むにあたって虐待防止委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 委員長は管理者が務める。

(2) 虐待対応担当者は管理者が指名する職員が務める。

- (3) 委員は職員で構成する。
- (4) 委員会は委員長の招集により、各年度1回以上開催する。なお、委員会は必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができるほか、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、センターが開催する他の会議体と一体的に行うことができる。
- (5) 委員会の検討事項は、次のとおりとする。
 - ア 委員会その他センター内の組織に関すること
 - イ 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ウ 虐待防止のための職員研修の企画・推進に関すること
 - エ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
 - オ 虐待及び虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応に関すること
 - カ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること
 - キ 再発防止策を講じた場合の、その効果についての評価に関すること

4 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本指針

- (1) 職員に対する虐待防止の研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 研修は年1回以上、外部研修に参加させる。若しくは、センターにおいて実施する。なお、センターが実施する研修の参加者は職員に限定せず、介護保険サービス事業所における虐待対応担当者も参加可能とする。
- (3) 新任職員への研修その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修内容については、研修資料・実施概要・出席者を記録し、保存する。なお、外部研修に参加した場合は、研修内容を職員に共有する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに関係者で共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、町の関係部署及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

虐待等が発生した場合は、本指針に従って対応する。

- (1) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。

- (2) 必要に応じて事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (3) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」および「津南町高齢者虐待対応マニュアル」に基づいて対応する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて相談対応を行う。なお、必要に応じて関係機関を案内する等の支援を行うこととする。

8 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は、内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

9 指針の公表

本指針は常時閲覧可能とし、町ホームページに公表する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。